

アジア・太平洋戦争期における廃娼運動と性教育 —日本キリスト教婦人矯風会を中心に—

田代美江子

はじめに

本研究の目的は、アジア・太平洋戦争期における廃娼運動の中で構想、展開された「性教育」・「純潔教育」の理念と実態を解明することにある。これは、近代日本における性教育をトータルに把握する作業の一環である。筆者はこれまで、1910～30年代前半に展開された性教育論の人間観・社会観を中心に分析を進めてきた。したがって、今回の取り組みにおいて、30年代後半以降における性教育を解明することで、より長いタイムスパンで近代日本の性教育をとらえることが可能となる。

日本キリスト教婦人矯風会（1886年に東京婦人矯風会として発会、1893年に改称。以下、矯風会とする）は、近代日本の廃娼運動に最も長い期間取り組んできた女性組織である。矯風会は、1910年代以降本格化する廃娼運動を教育運動として展開し¹⁾、その中心的な課題の一つに性教育・純潔教育を位置づけていた。特に性教育の問題と並び純潔教育が明確に打ち出されてくるのは、廃娼運動が純潔運動として展開されるようになった1930年代以降である。したがって本稿では、1930年代以降から敗戦前までを中心に、矯風会の活動に焦点を当て、その中で構想・展開された性教育・純潔教育の内実を検討する。²⁾ アジア・太平洋戦争期は、強兵富国・対外侵略をはかる国家の軍事的要請と優生思想が結びつき、兵力増強のための性病対策や人口政策、それに伴う母性保護、優生保護政策など、国民の性に関わる国家政策が次々と打ち出されてくる時期である。したがって、性の問題を中心に据えていた矯風会の運動は、こうした動向と無関係ではあり得なかつ

た。とすれば、当該時期における矯風会の構想、実践した性教育・純潔教育について解明することは、アジア・太平洋戦争期に果たした矯風会の役割を問題にすると同時に、「女性の人権獲得のための戦い」とされてきた廃娼運動の意義と役割を再検討することにもなると考えられる。

こうした視点から廃娼運動を捉えようとする研究は、近年、特に女性史研究の分野において蓄積されつつあり、アジア・太平洋戦争期における廃娼運動が、侵略戦争の遂行という国家目的に順応していく点を問題にするだけでなく、なぜ運動の目的が侵略戦争加担の方向へと絡めとられていったのか、その必然性にまで言及している研究も確認することができる³⁾。矯風会内部においても、アジア・太平洋戦争期の運動と戦争責任について、敗戦直後の1946年に会頭に就任したガントレット恒子は、「約二十五年近く世界平和を叫んできた自分が、ついに一言も戦争反対の声を挙げ得なかった」ことを「痛恨の感情」と述べており⁴⁾、戦前の矯風会幹部であった久布白落実もまた、その「痛恨の感情」に共感を示している⁵⁾。『日本キリスト教婦人矯風会百年史』においては、「柳条湖事件を自衛権の発動とし、非は中国側の条約不履行、反日教育にもあるとした主張こそ、軍部の戦域拡大を次々に既成事実として追認しつつ、敗戦まで、十五年戦争の間、国策に協力し、国民精神総動員運動の一翼を担い、侵略戦争に加担することにつながったのであった。廃娼運動に情熱を傾けた団体でありながら、日本侵攻下の女性陵辱や、軍隊慰安婦の問題に発言することがなかった。戦後も会として戦争責任の告白をしていない。」と総括されており、「戦

時下の『誤り』を明らかにすることも『矯風会百年史』の任務であると思う」とわずかではあるが戦争責任についての言及がみられる⁶⁾。

こうしたアジア・太平洋戦争期における廃娼運動の中で構想、実践された性教育・純潔教育が前提とする人間観・社会観を解明することは、敗戦後の日本の性教育が純潔教育として出発することを考え合わせると、現代の性教育を展望する上でも不可欠の作業といえよう。

1. アジア・太平洋戦争期における廃娼運動

1. アジア・太平洋戦争と矯風会

1931年9月の柳条湖事件直後、矯風会は上海の女性団体から「華府に於て為された不戦条約に反するから、速やかに、御政府に注意して事件を拡大させて呉れるな」⁷⁾という内容の電報を受け取る。これを受ける形で臨時理事会を開催し、11月に「時局に対する声明書」を出している。そこでは、「世界の平和確保と凡ての国際間の紛争は平和手段によつて解決さるべきものなることを信ずる我らは今回満蒙に発生せし事変を衷心より憂ふものである。しかれどもこの事変は所謂事変であつて不戦条約に抵触するものに非ざること確信す」⁸⁾と、上記の電報に対する回答を意識したものになっている。さらに声明では「我等は日中両国婦人は今後根本的親善をはかり其最も愛する子女の教育に於て互ひに凡ての排他的行為を捨て東洋平和の支持者足るべき責任をつくすべきものなるを信ず」⁹⁾とある。

この声明に先だって同年11月の『婦人新報』において上の声明を出すに至った「満州事変」についての見解が久布白によって示されている。それは、「満蒙問題は、今や全国否、全世界の注意の焦点となつて居る、従つて甲論乙駁、中々其真相がつかめない。然し真相を掴み得ないでは、少なくとも其大綱丈

けは明白に了解しないでは判断の下しやうがない、色々と材料を集めて居る内に左に最も要領を得た一文を見出したので、此れを其まゝ転載することとする」¹⁰⁾として、10月17日の『東京朝日新聞』に掲載された外国ジャーナリストの論文を「日支問題を歴史的に、第三者より冷静に見たものとして、好適な材料を提供している」と紹介している¹¹⁾。しかし、この記事は日本の中国侵略を合理化する理論で貫かれており、それを受けて久布白は、中国側の条約不履行や排日運動を批判し、「事実上満州の開発の爲め投資すること十五億円在留民鮮人八十萬、内地人廿萬の人口をも有して居る、尚且つ其保安の維持に當つて居る特に満州としては英誌オブザーバーも云ふ如く、一定の政府すら確定して居ない、これに向つて日本が直ちに此処を撤退する道はない」¹²⁾と主張するのである。その上で「今後我等に残されたる問題は、全支の一致せる存立である、我国は領土的野心は全然なしとの意味を明かにし、然かも条約尊重を中心に立てゝ徐に各自が反省し且つ将来の方針を立つる事だ…略…我々は此処に新時代に於ける兩国民間の理解ある交渉が懇ろに築き上げらるゝ事を祈つてやまぬものである」とする。この後も矯風会は、情報の収集や中国への視察など真相の究明に熱心に取り組む。

矯風会は上記の声明を出すにあたって開催した臨時理事会において、次の二つの具体案を決定した。一つは、「満州及び上海に対し、視察慰問の人を送る事」であり、二つには「在満矯風会支部の求めに応じ罹災鮮人及び支那人の爲めに救済の資金を集むること」であつた¹³⁾。早速12月に、久布白と関西の廃娼運動を担った林歌子が慰問視察委員となり、大連と奉天、上海と南京を訪問し、各地の女性団体との交渉を持った。特に上海では「さしづめ自分の国に対して、勝手次第なことをしておき乍ら、何しに出て来たのかといった様な表情がその言葉の端し端しにも、ありあり

と表はれてゐた」とあり、好意を認めることはできなかったという。そこで、中国の女性の見解を直接聞き、真相に触れる機会があったはずであった。しかし、「あの廿一條がいやならば、それも現今では僅づか九條しか残つては居ない、これに不満が在るなれば、それこそ正当の方法で之を拒み、改正を求むべきだ」¹⁴⁾とし、結局は対外的に日本政府の立場を正当化している。

「満蒙建設」が他民族の侵略であることを見抜けないまま、矯風会は、1937年まで「平和部」を中心とする「満蒙問題」への取り組みを進めていく。例えばそれは、「日支親善に努力し、手紙或は人を派して先ず日本より握手を求めること」、「平和教育による排支思想の防止」、「欧米人間に日支両国の事情立場を明かにすること」、「各国キリスト教団体に呼びかけること」、「国際親善日、平和記念日を守ること」といった、「日支親善」や「東洋の平和」を中心としたものであった¹⁵⁾。しかしこうした取り組みでさえ、1938年以降は見られなくなる。1937年の大会でも、開会式において当時の副会頭であるガントレット恒子の演説で、「平和」の問題が取り上げられているが、それまで毎年見られた大会記録の中の大会決議の「平和部」の項目はない。1938年以降は「平和部」の項目が全く見られないばかりか、「銃後対策」としての会の方針が前面に押し出されるようになる。1938年の大会決議事項では、「銃後国民生活是正の一助として」、「主食の改良(白米の禁止)の件」や「国民の保健衛生の立場より花柳病予防法案改正に邁進の件」があげられている¹⁶⁾。1939年の決議では、「東亜矯風教化の具体案」として「満州国新京に於ける婦人ホーム事業譲受けの件」「北支北京に於ける医療セトルメント事業支持の件」といった事項が可決されている¹⁷⁾。「平和部」が正式に解消されたのかどうかについては定かではないが、1937年以降の大会決議事項における

矯風会の方針から、「平和部」は実質的には消滅したものと考えられる。1940年の大会決議事項では、新たに「国際部」という項目が設けられ、そこに上記の「医療セトルメント事業」などがあげられている¹⁸⁾。

矯風会の戦争認識においても、アジア・太平洋戦争の進行にともなつての変化を確認することができる。日米開戦以前においては、「決して戦はんが為、戦つて利を得んが為の戦ひでない、如何にもして東洋永遠の平和の打ち建てられんが為、如何にもして東洋を立たしめんが為の戦ひであると云ふ、所謂、興亜奉公をもつてその旨とする」¹⁹⁾というように、上で見た矯風会の取り組みに共通する「東洋の平和」のための「奉公」という認識であった。しかし、1942年になると「我が忠魂無比なる将兵によつて打開し、基礎付けられつゝある大東亜建設の大事業を、打ち壊すことなくして一段々々築き上ぐるか否かは全く今後全国民の上にかゝつて居る。東洋の諸国、諸民族に対し、一時の興奮でなく心底から日本民族への尊敬と信頼とを獲るのは今後に在る」²⁰⁾と、「大東亜共栄圏」の指導者としての「日本民族」といった認識のもとに戦争を合理化する論理を受け入れるのである。

1941年、奈良で開催予定であつた第50回大会が中止となつた。「時局に鑑み、国策に添ふ食糧増産、国民厚生運動の如き即時着手を要する事項多々あるため、且本会の財政状態に於ても特別運動着手と大会開催とを両立せしむること困難なるため」²¹⁾、大会に代わつて評議員会が開催されたのであつた。1942年にも大会は開催されず、再び大会に代わる評議員会が開かれ、そこでは、前年から申し合わせ事項となつていた「外国ミッションと財的關係を断つこと」が具体化され、「寄付行為第四条第三十三条」にあつた「本会ハ萬国基督教婦人矯風会ニ連盟ス」という文言が削除された²²⁾。同年8月に開催された臨時大会では、『婦人新報』発刊の当初からその巻

頭に掲げられてきた世界矯風会と共通の矯風会宣言の廃棄が「異議なく可決」された。しかし、この宣言は1942年の1月からすでに見られない。それは、キリスト教に基づいた「真理と恩寵と真の自由」、「貞潔における男女平等」、「国際的な平和」を唱ったものであった。この年の4月に矯風会は、「文部大臣及内務大臣ニ於テ設立許可セラレタル公益法人ナルコトヲ証明ス」という「証明書」を文部省社会教育局から受け取る。矯風会はこれを「目下大多数の婦人団体に対し統合の行はれつつある際、我等の団体が其特殊の目的と奉仕とを全うすべく、従来通りの存在を明らかにするものである」²³⁾と受けとめ、感謝を示すと同時に、自らの団体の存在意義を「大東亜共栄圏建設」への「奉公」として認識するのである。

1943年6月には、文部省と日本基督教団の指導の下に「矯風会幹部錬成会」が実施される。その目的には、「大東亜新秩序建設の国策遂行に挺身し併せて本矯風会としての職域奉公を全うせん為、行的、思想的錬成を主眼として本会幹部の合宿団体訓練を行ひ、決戦下に於ける日本基督教婦人矯風会員としての必要なる識見及実践力の涵養に資せん」と²⁴⁾あり、そこでは、「戦時下に於ける宗教家の使命」、「国体の本義(皇道精神)」、「日本婦道」、「思想国防論」、「戦時下生活の確率に就て」、「予防衛生に関して」、「少年保護事業について」といった内容の講義が、文部省・厚生省関係者や日本基督教団の教師などによって行われている。この報告が掲載されている1943年7月号の『婦人新報』の巻頭には、次のような宣誓が掲げられている。それは「我等は戦争の現段階に於て矯風報国の使命重大成に鑑み、茲に心身を錬成して日本精神昂揚の根柢を培ひ、以て八紘^{マタ}為宇の宏謨に則り、女子基督者として道義的東亜新秩序の建設に貢献せんことを期す」という、戦争協力を宣言したものであった。矯風会はこの運動

の変容を遂げながら、多くの婦人団体が統合、廃止に追い込まれる中でその存続を許されていくのである²⁵⁾。

2. 廃娼運動の変容 —国民純潔同盟の成立—

1910年代以降「公娼全廃教育運動」²⁶⁾として本格化した廃娼運動は、1926年の廓清会婦人矯風会廃娼連盟(以下、廃娼連盟とする)の成立により転機を迎える。1921年に国際連盟で成立した「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」の締約問題がもちあがる一九二五年から、廓清会・伊藤秀吉との協力の下、矯風会は政府、議会への積極的な活動を開始する。こうした動向を契機に、久布白の働きかけにより矯風会と廓清会は廃娼問題に限り、財政及び事業を共同で行う連合組織を設立する。6月に両会選出の委員会が開催され、向こう3年間を第1期とする事業計画が立てられた。1929年からの五年間は運動の第二期とされ、廃娼連盟の運動は特に地域運動を中心に成果をあげ、廃娼決議県、実施県を確実に増加させていった²⁷⁾。しかし、1925年から廃娼制度廃止に関する問題が法律案として議会に提出され続けていたが、いずれも否決、未審議のまま終わっていた²⁸⁾。

廃娼連盟の第2期の運動に入ると、廃娼実現後の問題が論じられるようになる。1931年3月には「廃娼完成の暁には」といった標題の集会も、神田の青年会館で開催されている。そこでは「廃娼後の対策草案」が提出されており²⁹⁾、その中には、(1)賣笑対策調査会の設置、(2)賣淫認可の撤廃、(3)私娼取締の励行、(4)婦人警察官の設置、(5)国民一般を相手とする性病予防法の設置、(6)花柳病治療を国費をもつてする事、(7)性病の知識を普及し之れが防圧につとむること、(8)婦人の救済機関の準備、(9)純潔思想の涵養と性教育という9項目があげられている。このように、廃娼後の対策として、性病対策や純潔思想、性教育の問題があげられており、

このころから「純潔運動」という用語が使われるようになる。1931年の第40回矯風会大会では、風俗部が「純潔運動」を進めることのほか、「純潔部設置の件」が検討されている。以後「廃娼後の賣笑対策は？」³⁰⁾（1931年七月）、「廃娼が出来たらどうなる」³¹⁾（1932年6月）、「廃娼後に於る社会政策」³²⁾（1932年9月）、「公娼を廃止した後の行政」³³⁾（1933年6・7月）と、廃娼運動の方向はすでに廃娼後の政策に向けられていた。

こうした動向の中で、「廃娼連盟は其目的とせし売淫公認制度の撤廃と共に即時解散すべきであらう、然し我等は今後の此等の重大なる責任に対し国家の法規を身をもつて擁護し、徹底せしむる為め、更に強力なる、又確信をもつて立つ、永久的団体を組織し今將に生まれ出でんとする我民族の性道德に於る救主たる可き法規を守り育つる道を講じて置かねばならぬ」³⁴⁾と、「性道德の水準の向上」を目的とした新たな運動の展望が打ち出される。一九三五年二月には、「純潔問題に関する有志招待会」が開かれ、3月には廃娼連盟にかわり「国民純潔同盟」（以下、純潔同盟とする）が組織された。純潔同盟は、「純潔ノ精神ヲ普及徹底セシメ、社会ノ健全ナル発達ヲ図ル」³⁵⁾ことを目的とし、総務部、教育部、社会部、衛生部からなり、教育部の事業としては「純潔思想の涵養」と「性教育の徹底」があげられている。この時点において廃娼運動の方針は、廃娼を法的レベルで実現しようとするものから性道德の確立へと転換したことがわかる。これは、国家・政府への要求という形から、国民に性道德を求めていくという形へと、運動の対象が移ったことを意味する。

矯風会における廃娼運動の中心的な担い手である久布白は、この純潔運動推進のために、1935年5月末から10月にかけてニューヨークに研究、視察に行く。彼女は、「我等この運動の第一線に立つものとしては、今後の方

針と云ふ処に着目して、此れが明確なる目標を決定して進む事は当然の事と申さねばならない。それがこの度自分を駆つて特にこの問題に対する研究調査の途に登らしめた理由である」³⁶⁾と述べている。その成果をまとめたものが、1936年1月から12月の『婦人新報』に「純潔日本の建設」というテーマで連載され、そこに矯風会・純潔同盟の新たな運動方針が提示されている³⁷⁾。こうして矯風会を中心とする廃娼運動は、「公娼全廃教育運動」から「純潔日本の建設」を目標とした「純潔運動」へとその様相を大きく転換させていくのである。

矯風会の内部組織においても廃娼運動の部門であった風俗部が、1937年に純潔部と改称される。風俗部は矯風会が発会された当初の頃から設置されており、その目的は「専ラ風俗廃娼家政等ノ事業ニ関シ尽力スル」³⁸⁾ことであつた。この風俗部の事業として「純潔運動」が取り上げられるようになるのはやはり1930年代からである。1931年の矯風会大会の決議事項には、「風俗部第二期運動として純潔運動をなすこと」³⁹⁾とあり、この年にすでに純潔部の設置が問題にされている。1936年には、「廃娼掉尾の運動」として純潔同盟と提携し「純潔運動にすすむこと」⁴⁰⁾という方針が出され、翌年、「二十年来風俗部なる名称の下に行ひ来たれる運動の一段階を告げ」⁴¹⁾、風俗部が純潔部となるのである。

3. 「純潔報国運動」の展開

この時期、矯風会を中心とする廃娼運動が「純潔運動」に再編され、風俗部が純潔部となった背景には、矯風会の設立当初からの三大目標が「平和・純潔・禁酒」であつたこととも関係する。矯風会のいう「純潔」とは、基本的にはキリスト教的価値観に基づいた、一夫一婦制を絶対とする男女関係を指していた。同時にそれは当初より国家の基礎となる家庭を守るものとして掲げられてきた。この

「純潔」を目指すための「一夫一婦の建白書」であり、廃娼運動であった。1930年代以降、この「純潔」が運動の課題として改めてクローズアップされたのである。1933年10月号の『婦人新報』では、廃娼実現後の運動の内容が「純潔問題の種々相」⁴²⁾として論じられており、そこでは「純潔問題」を「行政問題」、「法律問題」、「経済問題」、「保健衛生問題」、「道徳問題」の五つの側面からとらえている。行政、法律、経済に関しては、それまでの運動と同様、「公娼廃止」、「私娼問題の解決」、「身売り防止と救済」等の問題であるが、「保健衛生問題」の項目では「性教育」の他に、「結婚期を早くすること」、「性病予防」、「優生学とは」といった問題があげられている。「性病予防」についてはアメリカの「軍隊保護策」⁴³⁾がとりあげられ、「性教育」にしても「これを徹底せしむる事は、将来の我民族の保健上重大なる問題である」と優生学的観点からその意義を強調している。さらに「道徳問題」の項であげられている「純潔思想の徹底」でも、「性生活を純潔に保つ人には、あの恐る可き性病に罹る必要がない、従つてこれより来る凡ゆる病毒を、其最愛の妻子に伝ふる必要がない」というように、性病予防が目的とされていることがわかる。同じ項の「性道徳の完成」も「人類の種族保有」⁴⁴⁾がその目的とされている。このように、1930年代に入り「純潔」は、新たに「強兵富国」を目的とする性病問題、優生（人口）問題と直結した形で登場するのである。

廃娼運動が、1931年の「満州事変」に始まるアジア・太平洋戦争の進展と密接に結びついていくこうした変化は、風俗部・純潔部の活動内容を見るといっそう明確である。矯風会では毎年4月に大会を開催し、そこで次年度の計画について討議している。その決議事項を追ってみると、1933年の報告では「花柳病撲滅の方法如何」という項目が登場し⁴⁴⁾、1936年になると次年度の計画として「優生

運動」の項目が表れる⁴⁵⁾。運動方針も含め、その内容に大きな変化がみられるのは、純潔部に改称した翌年、日中全面戦争開始後の1938年である。この年の大会開会式における演説では「昨夏突如日支の事変が突発いたしました事、其當時に於て我帝国政府は首相の言葉を以て、現地解決、不拡大主義、領土的野心なき事等を内外に声明いたしましたこと、然し事は希望に反して愈深刻化し、今日に至つては長期交戦の臍を固め、挙国一致、事に當るべく立つに至りましたことも周知の事実であります。かうした国家非常時に當り、我矯風会も国策の線に沿つて活動して参りました」⁴⁶⁾と、総力戦体制へと邁進していく国策を是認し、積極的にそれを支える役目を担おうとする姿勢が表明されている。以後、純潔部の活動内容は廃娼の問題よりも（1）銃後国民生活是正、（2）東洋矯風教化、（3）性病予防と其撲滅の爲純潔思想の普及徹底及花柳病予防法を更に徹底的に修正する、（4）銃後の風紀対策、（5）時局対策委員会の設置、（6）東亜矯風教化といった問題が、純潔部の活動の中心に据えられるようになる。

「純潔運動」の目的が侵略戦争を進める国家目的と親和性のあるものである事実は、純潔同盟の運動方針にもみることができる。上述のように久布白は、「純潔運動」の方針を確立するために渡米する。彼女が特にアメリカを希望したのは、「欧州大戦の爲めに四百萬人の壮丁を動員した際に、これを全く禁酒と、純潔の建前で、保護し続けた事」⁴⁷⁾を聞き、その事実を確かめ、「我国が廃娼を実行する暁には、此の国に是非自身往つて、自身の眼で調べて来たいと願つて居つた」⁴⁸⁾からだという。当時の日本では、公娼制度を廃止すればかえって私娼が増加し、性病が蔓延して予防できないというのが、存娼を主張する側の根強い意見であった。日本において、軍隊の性病が問題となったのは1900年代初頭からであり、「日本花柳病予防協会」も1905

年に設立されている。日露戦争を背景に、検閲制度の整った公娼制の確立を強く望んだのは軍部であった。したがって久布白は、存娼を望む軍部の論理に対応するだけの根拠を求めるためにも、アメリカの「軍隊保護運動」を参考にしたいと考えたのである。その成果が『婦人新報』に連載された「純潔日本の建設」であり、その中で「純潔運動」の基本方針「純潔日本建設運動体系」が構想されたのである。

久布白がアメリカの「軍隊保護策」に理想を求めたことは、売娼運動の性格をとらえるうえで重大な意味を持つ。第1に、公娼廃止の根拠を「公娼制度は性病の防止たり得ず」⁴⁹⁾といった、性病予防に求めた点である。上述のように「純潔日本の建設」は1936年に『婦人新報』上で12回にわたって掲載されているが、その3回目から8回目までの6回が、全て性病の問題にあてられている。第2に、しかもそれは、「軍隊保護」を目的としたものである。このことは、「純潔運動」へと転換した売娼運動が、明らかに大日本帝国・軍隊擁護の立場に立ったことを示唆している。これは、売娼運動が「従軍慰安婦」に対して沈黙していたことと密接に関係していよう。第3に、このアメリカの「軍隊保護策」は、「売淫の撲滅」、「健全なる娯楽の提供」、「アルコール飲料の制裁」といった方法によっており、軍隊の性病予防のために軍隊近辺の娼婦と疑われる女性を逮捕するという、女性を性病の原因と見なすものであった。それは、女性の市民的権利を侵害するものであり、そこに売娼運動が目指していたはずの女性の人権擁護の論理をみることは不可能である。

このように、すでに売娼運動は「純潔運動」として侵略戦争の遂行と結びついていたが、1939年2月には、公娼廃止問題は「女性のみ問題ではない」という売娼派の議員らの主唱により、「純潔報国懇談会」が開催された。矯風会のメンバーも、ガントレット恒子、

林歌子、千本木道子、島津トシなど多く参加している。女性団体、教育機関の代表者を招いたこの協議会の趣旨は、「国家未曾有の大事変に直面してゐる今日、而も長期建設の大抱負を以て国民の歩みが始められようとする時、真に名実共に東亜の盟主たらんには先ずこの恥づべき制度を廃し、淫蕩気分を一掃することが何よりの急務であらねばならぬ」⁵⁰⁾という立場から、公娼制度を「国際信義と体面上」の「重大問題」と捉え、廃止を実現しようとするものであった。

また1942年には、「東洋教化運動」として「興亜女子指導者講習会」が企画、実施されるようになる。第1回の興亜女子指導者講習会をみると、「海外移住事情一般」のほか、「民族優生」、「民族衛生」、「純潔講座」、「南方事情」、「英語」、「マレー語」といった講習科目が設けられている。これは、「五十年来、会が構え来りし海外娘子軍問題をこの度の大東亜建設に当り再び過去の歴史を繰返さざるやう特に進出する婦人に対し積極的に指導する為に計画され、且矯風会創立五十年記念事業として計画されたし東洋矯風教化事業」⁵¹⁾であり、月1回1週間ずつの講習会を10年間継続する計画が出されていた。それによって、「身を挺して、北方、南方、いづれにでも向ふ人々が出来るとせば、これは我等が今後の五十年に於ける、国家に対する積極的奉仕ではあるまいか」⁵²⁾と位置づけられている。つまり「興亜女子指導者講習会」は、「日本の汚辱」である「海外醜業婦」の渡航を取り締まる一方で、「純潔」な女性のアジアへの進出を奨励するものであり、「殖民政策」における女性の進出とその責任を強調するものであった。

以上のように売娼運動が「純潔運動」・「純潔報国運動」に再編され、その目的が軍事目的に直結していくのがこの時期の特徴である。国家目的と矛盾しない運動の体質は、売娼運動が「一夫一婦主義に立脚し、貞潔の思想を根底」⁵³⁾として始まった当初からのもの

であった。矯風会の廃娼運動を担ってきた久布白が矯風会幹事に就任した時点での認識も、「国家の基礎は家庭である、家庭の紊乱は国の破滅である、是非とも我等は大正人なる正義を標榜する此の時代に於て、国家の恥辱たる公娼制度禁止の法律を贏ち得んことを祈願してやまぬものである」⁵⁴⁾というものであり、廃娼運動の目的はあくまでも「国家の基礎」である家庭を守ることにあつた。さらに、娘の「身売り」を恒常化させる経済状況などの公娼制度の根幹的な問題状況を把握することができず、その結果「醜業婦」は廃すべき対象とされた。矯風会の姿勢は、「我等は決して制度故に其人を罪するものではない」としながらも「然し一度これが稼業となる時に其稼業は人と別つことは出来ない」とし、さらには、「こうした種類の女性によつて我国が満州、北支、すべてに代表さるゝ事は、帝国の今後の国策に益するとは何人も云い得ぬであらう」というものである⁵⁵⁾。そこに表れているのは、「醜業婦」に対する差別的な人間観であり、「醜業婦」の人権擁護の観点を見ることはできない。この点においては、矯風会の担った廃娼運動は一貫していたといえよう。

Ⅱ. 「純潔報国運動」と性教育・純潔教育

1. 純潔教育の登場と性教育

上で見てきたように廃娼運動は、アジア・太平洋戦争の進行にともない、「公娼全廃教育運動」から「純潔運動」へとその様相を大きく転換させていく。その中で教育の側面は、「国民の性道德の水準向上」といった目標を達成するためのより重要な領域として位置づけられていくのである。その中心に据えられたのが、性教育・純潔教育であった。

『婦人新報』において性教育が現れるようになるのは、1910年代後半からであり比較的はやい。当初は「貞潔の教育」といった用語が使われているが、その内容は、「花の如

き鳥の如き、自然界の美はしき物より進み、人類の高きに到り、人体の最も保護尊重すべき機関として、相当の知識を与ふる事は決して無益の事では有りますまい」⁵⁶⁾というように、欧米の動向を視野にいれながら性教育を構想して言及している。久布白は1917年の時点で、将来は家庭と学校と共に手をとって、性教育の研究を進めたいと述べており⁵⁷⁾、性教育への関心がうかがえる。「性の教育」という用語が登場するのは1919年で、「男子の性の教育を云ふ事は今日単に道德宗教倫理の立場を離れ、単に衛生、能率と云ふ処から出立しても、是非とも民族保健の上に改めて教育せらる可き価値ある事です。」⁵⁸⁾と述べられている。以後、毎年開催される大会においても性教育が問題にされるようになる。1920年代からは、性教育を主題にした記事が徐々に増え、30年代に入ると性教育に関する記事は非常に多くなる⁵⁹⁾。こうした1920年代から30年代にかけて性教育論が多く見られるようになる傾向は、他の性教育に関する本や教育雑誌における性教育論が多くみられるようになる時期と一致している。1922年の第30回大会記録では、風俗部協議会で問題になった事項として、「性の教育」ではなく「男女純潔の教育」があげられており、「純潔」と教育が結びついた用語が公式に使われたのは、これが初出となっている。矯風会大会記録を見ていくと、廃娼運動を担当する風俗部・純潔部において、特に1930年代以降は性教育・純潔教育の問題がしばしば取り上げられるようになる。

性教育と純潔教育が「純潔日本の建設」推進のための教育における重要な部分としてワンセットで問題にされるようになるのは、1936年に久布白が提示した前掲の「純潔日本建設運動体系」⁶⁰⁾の中である。久布白は、「純潔日本の建設」のために必要な事項として、「廃娼の完成」、「教育」、「施設」の3点をあげており、「教育」については、「性は人生

の咀に非ずしてこれは祝福であること、又性に対する節制は原則として決して健康に害なき事、これらの根本原理が、衛生的に科学的に証明せられ、国家の与論、否世界の与論として高調強調せらる可きこと、この原理を基礎とする健全なる性教育が国民一般、特に青少年に懇ろに与へらるゝ可きこと、これ等は皆教育の範囲である」⁶¹⁾と述べている。そこで提示されている運動体系は、「教化」、「予防」、「廓清」、「組織」の4分野に分けられており、「教化」の項目の中に純潔教育と性教育がそれぞれ位置づけられている。その細かい内容をみると、性教育の内容は「研究」、「指導者の養成」、「教養」となっており、純潔教育は「純潔精神の作興」、「貞操道德の教育」となっている。つまり、性の保健衛生の側面や科学的知識については性教育の範疇であり、性道德に関するものは純潔教育の領域であると考えられていたことがわかる。純潔教育という用語は使われていないが、1933年に出された久布白の論稿「純潔問題の種々相」⁶²⁾では、「純潔問題」が(1)行政問題、(2)法律問題、(3)経済問題、(4)保健衛生問題、(5)道德問題の五領域に分けられ、性教育は(4)保健衛生問題の中に、「純潔思想の徹底」「性道德の完成」が「道德問題」の中に位置づけられている。また、性教育は学校教育で、純潔教育は社会教育でといった領域の分担も見ることができる。こうした性教育＝保健衛生問題、純潔教育＝性道德問題といった分化は、特に1930年代後半、「純潔運動」の体系が確立するとともに定着していくのである。

2. 性教育・純潔教育の変容

矯風会による性教育・純潔教育の具体的取り組みは1930年代以降積極的に進められていく。当初の性教育に関わる実践活動は、講演会、出版物の発刊が中心であり、講演会は、主に当時、矯風会の教育部長を務めていたオ

ールズ⁶³⁾によって精力的に行なわれた。中学校、女学校、専門学校などの学校での講演が多く、この他教会などでも開催されている。対象は、学生その他、親、教員、産婆、看護婦、医者、医学生などであったが、特に母親が多かったという。また久布白も各支部での講演会で性教育について論じている。ここでは、矯風会の性教育に大きな影響を及ぼしたと考えられるオールズの性教育論について、簡単に押さえておきたい。

オールズは、「性教育とは、広い意味では性の賜物は利己的目的の為のものではなく、神は此等の賜物を男女に種族保存のため、又その全生活を祝福し豊富ならしめ、人類を向上させるために与えられたのであることを教へることであります」⁶⁴⁾というように、基本的にはキリスト教的価値観に立脚して性を扱っている。そこには、性の生殖としての側面と同時に、「自分の生活をうるほすため」⁶⁵⁾といった性のプラスの側面を積極的に位置づけている。また彼女は、性教育の必要性を誤った性情報の氾濫する社会状況にもとめ、そうした状況に対応するためにこそ、積極的に性教育を与えることが必要だと主張する。性のタブー視や性病の恐ろしさなどを強調する性教育を批判し、性を「賜物」として肯定的に捉え、積極的な性教育を主張するのが、オールズの性教育論の第1の特徴である。

オールズの性教育論の第2の特徴は、性教育を多面的に構想していることである。彼女は性教育を「体育、知育、道德の三方面より的人格教育」として捉え、「体育では衛生を教へ、知育では生殖作用の知識を与え、徳育は子供に家庭の尊さ、両親の尊さ、男女の交際、娯楽、結婚等に関する正しい態度、標準、理想を与へること」⁶⁶⁾とする。性教育の道德側面・精神的側面のみ強調するのではなく、科学的側面の重要性も同等に位置づけている。第3の特徴は、性教育を一時的なものとはせず、発達段階に応じて「生まれてから成

人するまで漸次的にせらるべき」⁶⁷⁾ものとしている点である。第4に、性教育を「人格の尊重の上に築かれ」⁶⁸⁾るものとして位置づけている。親は子供が尊重さるべき権利を有することを認め、「子供に自由の選択を与へて内部から啓発すべき」であり、自尊心こそが、「悪い暗示や行為から、自分を守る武器」⁶⁹⁾であるとし、子どもの主体性を重視する。

矯風会の中で展開された性教育は、基本的にはこうしたオールズの性教育論に先導されていたといえる。例えば、ガントレット恒子は、「性教育を怖れるな」⁷⁰⁾という論稿の中で、「性は神が人類に与え給ふた賜物の中最大最高のものである」とし、「性的に正しい生活を要求するなら先ず科学的に、情意的に偏見ない知識を与へ、性本能を正しく制驭する力を養はねばならない」とする。矯風会において性教育に最も多く言及している久布白の性教育論も、オールズの特徴を踏襲しているといえる。1937年に久布白は、「我国に於ける性教育」を6回にわたって『婦人新報』に発表している。そこでは、性教育の対象年齢が「幼年期」から「四十前後」までとされており、内容も「知的教育」と「情操意志教育」に分けられ、「知的教育」では、幼年期の植物や動物を扱う段階から生殖器、内分泌といった科学的側面が扱われている。また、青年期後期からは売買春問題や、性病の問題だけではなく、男女の交際、結婚といった内容が中心になっていく。

1936年に若い男女の交流の場として組織された黎明会も、男女の隔離を批判し、男女共学や「社交の重要性」を主張するオールズの性教育構想の具体的実践であった。久布白の「来たらんとする五十年に於ける純潔運動体系」の中でも、純潔教育の一環として「青年男女の健全なる交際機関の設置」が示されている⁷¹⁾。これを具体化したものが黎明会であった。

しかし、「純潔運動」の一環として構想さ

れていた性教育は、特に日中全面戦争開始以降において戦争の影響を免れることはできなかった。『婦人新報』に掲載される性教育論や性に関わる論稿も徐々に変容し、1938年頃からは、オールズによって先導されたような性教育構想は見られなくなっていく。まず、性に関わる問題の中心が花柳病・性病になり、性教育に関する議論も「性及性病予防教育」⁷²⁾といったものしか見られなくなる。「恐ろしい性病のお話」といったような、オールズの批判した性のネガティブな面を強調するものが見られるようになる。同時に、性道德の側面が強調されるようになり、性の科学的側面を重視したオールズの性教育論に対しても内部から批判的な見解が出されるようになる。

1941年3月の『婦人新報』では、千本木道子が性教育について「兎角問題になるのは余り知的教育に傾き過ぎるからだ。性教育や性病予防教育をする時には徳育が伴わねばならぬ…略…これはかつての私の経験であります。が、オールズ夫人の性教育に物足りなさを感じた方があつたのをおぼえて居りますけれども、それも余り知的方面のことを多く求めて居られたがためであつたと思います」⁷³⁾と、性の科学的側面と精神的側面の両方が重要であるとしたオールズの性教育を、知的方面に偏っていると指摘している。オールズの性教育は、彼女自身が性の精神的側面と科学的側面の両方が必要であると主張していたように、決して知的方面に偏っていたのではない。廃娼運動が純潔運動へと変容する過程で、性教育は性の科学的側面を扱う「性教育」と性道德を中心とする「純潔教育」に分断されていただけでなく、性に関する知識教育自体が否定されていくのである。

3. 性に関する社会政策と矯風会

性教育・純潔教育は、特に1941年代に入ると、兵力増強のための花柳病対策、人口政策、それにとともなう母性保護、優生保護政策など

の影響を直接的に反映するようになり、その内容を変化させていく。ここでは、こうした性教育・純潔教育を取り巻く、当時の社会状況について、性と関係する政策を中心に見ておきたい。これによって、娼婦運動や性教育・純潔教育が、社会状況の中でどのような位置を占め、役割を担っていたかについて検討することにもなろう。アジア・太平洋戦争期は、侵略戦争完遂のために必要であった「人的資源の確保拡充」という国家要請と結びついて、性と関わる政策が様々な形で出される時期であった。1937年公布、38年施行の「母子保護法」、1938年に全面施行され、39年に改正された「花柳病予防法」、1940年の「国民優生法」、1941年の「人口政策確立要綱」などをあげることができる。

人口政策確立要綱は、1940年に近衛内閣によって閣議決定された「基本国策要綱」に沿ったものであり、その趣旨は「東亜共栄圏を建設して其の悠久にして健全なる発展を図るは皇国の使命なり、之が達成の爲には人口政策を確立して我国人口の急激にして且つ永続的な発展増殖と其の資質の飛躍的な向上とを図ると共に東亜に於ける指導力を確保する為其の配置を適正にすることを特に喫緊の要務なり」というものであった。そこには、さきにあげた母子保護、性病予防、優生思想の普及をはじめ、結婚奨励、母性の国家的使命の強調、多産奨励、避妊・堕胎の禁止などが含まれていた。つまり、国民全体の身体、健康、性といったものが、「大東亜共栄圏の建設」という名目の下、国家の管理の対象として位置づけられたのである。

国民の性が国家管理の対象になっていく事実を、ここでは娼婦運動と深く関わった「花柳病予防」を中心に具体的に見てみよう。性病対策自体は、1800年代後半頃から性病検診が欧州から導入され、検梅制度は公娼制度の基礎として娼妓に強制されていた。こうした性病への対応は、常に戦争遂行のための

強兵富国という目的の下に実現してきた。娼婦が実現するのは敗戦後であるが、兵力増強を阻害する性病の感染源として、公娼制度は常に問題にされてきた。性病に対する具体的な法規制は1927年に制定された花柳病予防法に始まる。さらに日中全面戦争の長期化により、いわゆる銃後衛生対策の一つとして性病予防は国家総動員の重要な部門として緊急の課題となる。花柳病予防法の目的は、性病の予防と治療にあり、1939年の改正では、花柳病診療所での治療の対象が「業態者」以外の一般市民にまで広がった。さらに1940年の国民体力法の制定によって、15～25歳の男子全員に梅毒検査を実施することになったのである。また、同年の国民体力審議会による「花柳病予防法案に関する諮問」に対する答申では、結婚する際の健康証明書の交換、妊婦の健康診断、学校教育のなかで性病の恐ろしさを知らせる等といった内容が示されていた。こうして、侵略戦争の進行にともない、性病対策は国民全般を対象とするものになっていくのである。

こうした性をめぐる社会政策の中に、矯風会は自らその役割を積極的に位置づけていたといえる。たとえば久布白は、「人口政策と矯風会」⁷⁴⁾という論稿の中で、1942年5月に厚生省によって企画された健民運動⁷⁵⁾について、「優勢な民族を造る上に、又数的に之を増進する上に、最も重大、深刻な関係を有する酒と性病を取扱ふ我が矯風会が、此処に殊更なる登場を見ることも又当然のことと思はれる」と述べている。また別の稿で守屋東は「我が矯風会が半世紀声をからして叫びつづけたことが、立派に今政府立案の運動として門出した」⁷⁶⁾と述べている。実際、矯風会の活動は、こうした社会政策を常に先取りしていたように見える。母子保護法が制定される1937年以前に「母子扶立法制定要求」を提出しており、また、花柳病予防法に対しても、「一般の国民が安心して検診を受け、とくに

妊産婦の検診を実施することによって先天性梅毒児の悲惨を救うことができる」といった請願書や意見書を提出しているのである。

矯風会がその運動の中で構想、実践してきた性教育・純潔教育もまた、変容を遂げながらこうした国策の中に位置づけられていく。たとえば、1942年に厚生省において開催された「娼妓病院及公立花柳病診療所関係技術官会議」では、「時局下における花柳病予防に関する件」、「花柳病の治療徹底に関する件」などの指示事項が出された。その中の「花柳病予防思想の啓発に関する件」では、「殊に青少年に対しては純潔精神の錬磨育成に努めて矯風会関係者と連絡の上青少年の純潔教育徹底に関する施策を講ぜられ度」という純潔教育に関する記述が見られる。また健民運動においても、矯風会は、「我等が従来構へ来つた性教育、純潔教育、性病に関する問題も取り上げられて居る」ととらえている。矯風会は健民運動を「性病撲滅運動」として展開するが、その中で久布白は「性病撲滅運動に邁進するとともに、一方では性教育についてのはつきりとした科学的知識を持つて出るならば性病は未然に防ぐ事が出来るのである」⁷⁷⁾と性教育の重要性を主張している。しかし、それはあくまでも性病撲滅の手段だったのである。また矯風会は、「健民運動は皇国の民である誇を心から誇とし、母を保護するといふ事は何よりも大きい確かな運動である」とし、健民運動を「母と子を保護する運動」として把える。そこでは「母になる人の教育、この位大事な事はない」と強調され、「母の教育」こそが「大きい健民運動であり、矯風会本来の目的である」とする⁷⁸⁾。

以上見てきたように、廃娼運動をめぐる矯風会の政府に対する要求は、総力戦体制下において国家目的と合致する形で実現していく。「母性」は強兵富国を支える重要な役割を与えられ、国民の健康管理は、高度国防国家建設のために必要とされたのである。久布

白が「矯風会が時流に抗して禁酒や、純潔を叫んできたとき、世間はそれをバカにしていたのに、いつの間にか国策になってきた」と「感慨」を示しているように、矯風会はそれを進歩ととらえている。また、「純潔運動」「純潔報国運動」へと再編されていく廃娼運動の中で展開された性教育もまた、国家目的に合致した純潔教育の部分が肥大し、さらには性病予防教育へと変容していくのである。矯風会の運動は、地域運動や婦人ホームでの娼妓の救済など実践的な活動と同時に、政府への請願運動が重要な位置を占めていた。そこには、個人の身体や性の国家管理を是とする認識があり、それが、侵略戦争遂行の目的に容易に絡め取られていく大きな要因になったといえよう。

おわりに

以上、アジア・太平洋戦争期の矯風会および矯風会の担った廃娼運動と、その中で重要な位置を占めていた性教育・純潔教育が、侵略戦争の進行にともなって、どのように展開され、変容していくかを解明してきた。そこには、侵略戦争遂行の目的の中に積極的に自らを位置づける矯風会の姿と、「純潔報国運動」として展開される廃娼運動の様相が浮かび上がってきた。主観的には、女性をくいものにする公娼制度の廃止と世界平和を切望してきた矯風会が、なぜその矛盾に気づくことなく侵略戦争に積極的に加担したのだろうか。

その第1の要因として、個人の身体や性の国家管理を是とする認識と、その認識に基づいた運動の方向性があげられよう。矯風会の運動はその設立当初から、国家の介入を招来することを望み、国家による取締や規則の制定を要求する方向で進められてきている。そこには矯風会のナショナリズムが表出しており、禁酒も廃娼もその目的は、国家を支える家族制度の維持にあったといえる。

第2の要因は、公娼制度が女性差別であるという単純な事実について無自覚であり、したがって、廃娼運動を女性の人権問題として展開しえなかった点にある。それは、廃娼運動における「醜業婦」観にも表れている。矯風会にとって「醜業婦」は「国家の汚辱」であり、「悪い婦人」なのであって、そこには、女性を「純潔」な者とそうでない者に分断し、さらには自分たちを「純潔」の側に置くという差別的な女性観が横たわっている。公娼制度が自分たち女性全体を差別・抑圧するものであると把握することができないまま進められた廃娼運動は、公娼制度を存続させる社会的状況を正確に把握し得ず、その最たる要因である侵略戦争遂行に積極的に協力していくのである。

第3の要因は、アジアの視点を欠落させていたという点である。それは、矯風会の戦争認識にも表れている。矯風会はアジア・太平洋戦争における自らの役割を、「東洋の平和」のための「奉公」から「大東亜共栄圏建設」のための「指導者」たることへと、侵略戦争の進行に伴い否応なしにその認識を変化させているが、矯風会は常に侵略戦争を正当化し、合理化することを指向していた。矯風会は1921年に「満州」と朝鮮にその支部を設置するが、「大正十年〔一九二一年〕」といえ、日本が満州、朝鮮に乗りだして、いわば拡張時期であった。日本人の彼地への移住者も年々数を増して、捨ておかれぬ有様となりつつあった⁷⁹⁾と、主観的には、たんに会勢拡張のために朝鮮、「満州」に支部づくりをしたという認識である。矯風会のメンバーは、何度も朝鮮や「満州」に訪れる機会を持ちながら、戦争がアジアの侵略であり、「大東亜共栄圏の指導者」という認識が中国人・朝鮮人への民族的優越性＝差別意識に基づいていることを自覚できなかった。当然、矯風会のアジアへの進出そのものが、侵略戦争への加担だという認識は持ち得なかったのである。矯風会とその廃娼運動のもつこうした限界は、他の二つの

要因とも関連して、「従軍慰安婦」という名の日本軍性奴隷となることを強制された植民地の女性に目を向けることができなかったということと直結している。

廃娼運動が、侵略戦争の遂行という国家目的と矛盾することなく、むしろ合致する形で展開されたのは、こうした要因を考えれば当然の帰結であった。その中で教育という領域を担わされた性教育・純潔教育もまた、変容を余儀なくさせられていったのである。矯風会の中で、オールズが提示した性教育は、性を肯定的・多面的に捉え、「人格の尊重」を前提とするものであった。しかしそれは、廃娼運動の中に位置づけられることによって、純潔教育と性教育に分断され、さらには、純潔教育に重点が置かれるようになり、最終的には、性病予防教育へとその内実を変えていった。廃娼運動が、公娼制度を成立させている根幹的な問題に目を向けず、侵略戦争を遂行する国家にくみし、それを支える家族制度維持のための「純潔」な男女関係の実現を目的としたことは、そのまま性教育・純潔教育にも反映され、アジア・太平洋戦争期の人口政策に象徴されるような、国家の性の管理に加担するものになっていったのである。

(註)

- 1) 筆者稿「廃娼運動と教育—1910～30年代の矯風会を中心に—」(『日本女子大学文学研究科紀要』第3号,1997年)pp.87～96.
- 2) ここでは、矯風会の機関誌であった『婦人新報』を基本資料とし、その活動の展開課程とそこにおける性教育・「純潔教育」の理念と実態を明らかにする。『婦人新報』は、1886年に矯風会が発会した2年後の1888年に『東京婦人矯風会雑誌』として発刊され、1893年に『婦人矯風会雑誌』、1897年に『婦人新報』と改題された。『婦人新報』改刊第1号の「婦人新報改刊の辞」では、「申すまでもなきことなれども我婦

人新報は其名の如く婦人の執筆したる婦人雑誌にて、日本婦人矯風会の主義と希望とを世間に発表する機関なれども、我国現時の新聞条例にては婦人の発行人編集人たることを許さざる成規の由なれば止むを得ず婦人の署名を男子の署名に易へたり」(『婦人新報』第1号)とあるように、表向きの発行人編集人は男性であったが、実際は女性自身の手によって発刊されていた。1880～90年代にかけて多くの女性団体が組織され、それらの機関誌が発刊されるが、その中でも『婦人新報』は、女性自身の手によって編集された数少ない機関誌の嚆矢であった。さらに、「我らの筆は総ての問題につきて自由なれり、江湖同感の姉妹が若し我らの志を諒し玉ひ善く此雑誌を用ひ、婦人の権利を進め、国家の状態を改むることに力を用ひ玉はば我らの幸いとする所なり」⁴⁾と、「女性の権利」を獲得するための女性の思想表現の場として位置づけられている。1940年代に入って、多くの機関誌・雑誌が統合、廃刊に追い込まれていく中、『婦人新報』は、1944年4月までその発行を続け、1945年12月には復刊し現在に至っており、矯風会の諸活動とそれをめぐる社会状況の歴史的変遷をたどることができる。

- 3) 例えば、片野真佐子「婦人矯風会にみる廃娼運動の思想—再び天皇制下の性と人間をめぐって—」(『女性と文化Ⅲ』JCA出版、1984、pp.235～254)、藤目ゆき「近代日本の公娼制度と廃娼運動」(脇田晴子、S・B・ハンレー編『ジェンダーの日本史』東京大学出版会、1994、pp.461～491)、『性の歴史学』(不二出版、1997)などがある。

片野は、天皇制との関連で矯風会の廃娼運動を支える人間観、性愛観に着目し、その活動について「自己本来の活動を奪われることによってではなく、まさにその活動において戦争協力の道を辿った」(p.237)

と指摘する。さらにその必然性については、「貞操堅固にして誠実なる日本人によって充溢する未来をのぞんだ廃娼運動は、国民を等質化し社会を画一的な人間で埋めつくさんとする天皇制国家の同化の論理に包摂されていく。権力の一翼を担っていると自負する虚偽意識にとらわれた人間に、権力機構の核心部分は見えにくい」(pp.252～3)と分析するのである。

藤目は、「近代日本の公娼制度と廃娼運動」の中で第1次世界大戦以前の廃娼運動を扱っており、急速な資本主義化と日清・日露戦争を通してのアジアの植民地化を進める大日本帝国の天皇専制・富国強兵・脱亜入欧という枠組みの内部で展開された廃娼運動を「自国帝国主義の論理に親和的」であり、「娼婦を賤視し取締りを求め、海外売春については大日本帝国のために憂い、軍隊売春については軍のために憂うその体質は、女性解放とは逆行するものである。」(p.486)と分析する。こうした「女性を犠牲にした大日本帝国・軍隊の擁護という廃娼勢力の体質」は、アジア・太平洋戦争期においてもその運動の在り様を規定し続けたと指摘する(p.487)。『性の歴史学』で藤目は、アジア・太平洋戦争期の廃娼運動が「公然たる公娼制度」を否定し、「私娼」の国家管理、つまり隠然たる公娼制度を強化させることを追求してきた」のであり、「軍隊「慰安婦」政策を阻止する方向に向かっていたとはいえない」(pp.340～341)ことを鋭く分析している。加えて、廃娼運動団体を含む女性運動団体について、「軍隊慰安婦」政策について批判せず沈黙を守ったというのみならず、日本の侵略戦争国民総動員に自発的積極的に応じたという意味で、日本軍のアジア女性たちへの性的蹂躪に加担したという批判を免れることはできない」(p.326)と厳しく指摘する。

鈴木裕子も『フェミニズムと朝鮮』(明

- 石書店、1994)において、アジア・太平洋戦争期における廃娼運動の問題性について言及している。鈴木はそこで、矯風会の戦争観・戦争認識に「アジアは視野に入っていないかった」(p.131)ことを指摘し、アジアの民衆に対する戦争責任意識は生まれないと述べている。しかし、アジアの視点が欠落する必然性については、「その人権の物差しに少しも歪みはなかったのか、性意識や対外認識(植民地認識など)に問題はなかったのか、天皇(制)や国家への認識に誤りはなかったのか、などについて冷静に分析し、問い直す必要があるかと思われる」という問題の提示で終わっている。
- 4) ガントレット恒子『七十七年の思い出』(植村書店、1949年)pp.157～8.
 - 5) 久布白落実『廃娼ひとすじ』(中央公論社、1973年)
 - 6) 日本キリスト教婦人矯風会編『日本キリスト教婦人矯風会百年史』(ドメス出版、1986年)p.626.
 - 7) 久布白落実「隣邦中華民国」(『婦人新報』404.1931年11月)p.8.(不二出版復刻版.以下『婦人新報』は、不二出版復刻版による).
 - 8) 「時局に対する本会の態度」(『婦人新報』405.1931年12月)p.7.
 - 9) 同上.
 - 10) 前掲,久布白落実「隣邦中華民国」p.8.
 - 11) この外国ジャーナリストは、『ファー・イースタン・レビュー』の社長兼主筆のジョージ・ブロンソン・リー氏で、「上海より来朝、本月十一日より一週間東京に止り、外務省其他実業家等を歴訪し、満州事変に関する日本側の意見を徴して居る、氏の意見は今後とも注目に値すると思ふ」として、紹介されている。
 - 12) 前掲,久布白落実「隣邦中華民国」p.11.
 - 13) 久布白落実「満蒙問題に関する新光明」(『婦人新報』406.1932年1月)p.8.
 - 14) 久布白落実「上海・南京訪問と日支の将来」(『婦人新報』407.1932年2月)p.10.
 - 15) 「第四十一回大会を終りて」(『婦人新報』410.1932年5月)p.12.
 - 16) 「第四十七回決議事項」(『婦人新報』482.1938年5月)p.9.
 - 17) 「第四十八回大会決議事項」(『婦人新報』506.1940年5月)p.18.
 - 18) 「第四十九回大会決議及申合事項」(『婦人新報』506.1940年5月)p.19.
 - 19) 「社説」(『婦人新報』516.1941年3月)p.5.
 - 20) 「社説」(『婦人新報』526.1942年1月)p.3.
 - 21) 「大会に代る評議員会」(『婦人新報』517.1941年4月)p.14.
 - 22) 「第五十一回大会に代る評議員会」(『婦人新報』529.1942年4月)p.6.
 - 23) 久布白落実「新年度に於ける一我等の行く可き道一」(『婦人新報』529.1942年4月)p.8.
 - 24) 久布白落実「矯風会幹部錬成会記録」(『婦人新報』544.1943年7月)pp.2～3.
 - 25) 矯風会は、1942年4月日付けで文部省社会教育局より「文部大臣及内閣大臣ニ於テ設立許可セラレタル公益法人ナルコトヲ証明ス」という公式の「証明書」を受け取っている。(『婦人新報』529.1942年4月)p.15)
 - 26) 筆者稿「廃娼運動と教育」参照。
 - 27) 久布白落実「廃娼が出来たらどうなる？」(『婦人新報』411.1932年6月)pp.9～10)では、廃娼実行県が2、決議県が9、連盟組織県が38と報告されている。
 - 28) 廃娼問題に関する議案自体は「公娼制度廃止ニ関スル建議」(1920年)、「焼失遊郭再興不許可ニ関スル建議」(1923年)が、以前から議会に提出されていたが、これらも「審議に入らずして握潰」「審議未了」となっている。(松宮彌平「廃娼案は議会でいかに扱はれたか—大正8年以来の議会議場略記—」(『婦人新報』396.1931年3月)pp.18～21.
 - 29) 久布白落実「廃娼完成の暁には」(『婦人新報』397.1931年4月)pp.6～7.

- 30)「娼娼後の賣笑対策は？」(『婦人新報』400,1931年7月)pp.8～13.
- 31)久布白落実「娼娼が出来たらどうなる」(『婦人新報』411,1932年6月)pp.9～12.
- 32)戸田貞三「娼娼後に於る社会政策」(『婦人新報』414,1932年9月)pp.24～27.
- 33)「公娼廃止した後の行政(一)」(『婦人新報』423,1933年6月)pp.10～13、
「公娼廃止した後の行政(二)」(『婦人新報』424,1933年7月)pp.6～10.
- 34)前掲「娼娼連盟と今後の動き」p.17.
- 35)「国民純潔聯盟結成さる」(『婦人新報』445,1935年4月)p.28～9.
- 36)久布白落実「純潔日本の建設(一)」(『婦人新報』454,1936年1月)p.6.
- 37)久布白落実「純潔日本の建設(十二)」(『婦人新報』465,1936年12月)pp.9～11.
- 38)『百年史』p.67
- 39)「第四十回大会決議事項」(『婦人新報』398,1931年5月)p.15.
- 40)「第四十五回大会決議事項」(『婦人新報』458,1936年5月)p.16.
- 41)「第四十六回矯風会大会終る」(『婦人新報』470,1937年5月)p.17.
- 42)久布白落実「純潔問題の種々相」(『婦人新報』427,1933年10月)pp.6～14
- 43)1917年のウィルソン大統領による「軍隊保護策」は、売買春禁止と性病予防に関する法律の実現に発展したということが、前掲「純潔日本の建設(一)」(『婦人新報』454,1936年1月,pp.8～11)に紹介されている。
- 44)「第四十二回大会決議事項」(『婦人新報』422,1933年5月)p.13.
- 45)小崎千代「第四拾五回大会に臨みて」(『婦人新報』458,1936年5月)p.9.
- 46)ガントレット恒「第四十七回大会に臨みて」(『婦人新報』482,1938年5月)pp.6～7.
- 47)前掲「純潔日本の建設(一)」p.7.
- 48)同上.
- 49)久布白落実「純潔日本の建設(四)」(『婦人新報』457,1936年4月)p.6
- 50)「公娼廃止に力強き結束 純潔報国懇談会開かる」(『婦人新報』491,1939年7月)p.14.
- 51)「第五十一回大会に代る評議員会」(『婦人新報』529,1942年4月)p.6.
- 52)久布白落実「新年度に於ける—我等の行く可き道—」(『婦人新報』529,1942年4月)p.9.
- 53)前掲、久布白落実「純潔日本の建設(四)」p.6.
- 54)久布白落実「希望に輝く五年度へ」(『婦人新報』225,1911年4月)p.8.
- 55)久布白落実「矛盾」(『婦人新報』505,1940年4月)p.13.
- 56)久布白落実「貞操問題に就て小学校教員に訴ふ」(『婦人新報』237,1917年4月)p.6
- 57)同上.
- 58)久布白落実「婦人の権利と公娼制度」(『婦人新報』268,1921年5月)pp.2～3.
- 59)その多くが久布白落実によるものとなっている。また、教育部長であるオールズ夫人の性教育講演に関する記事も多い。
- 60)久布白落実「純潔日本の建設(十二)」(『婦人新報』465,1936年12月)pp.9～11.
- 61)同上.
- 62)久布白落実「純潔問題の種々相」(『婦人新報』427,1933年10月)pp.6～14.
- 63)オールズは、新島譲を助け同志社大学の創立に関わった宣教師デビスの娘であり、宣教師の妻となり、日本で活動が続けてきた。ハートフォード神学校で1年間性教育の研究に取り組み、矯風会ではその成果を活かし、教育部長として性教育に取り組んだ。
- 64)オールズ『家庭と性教育』(教文館,1948年版—初版は1932年にだされており、本書はその一部を再版したものとなっている)p.12.
- 65)オールズ「昭和の母と性教育」(『婦人新

- 報』388,1930年7月)p.51.
- 66)前掲『家庭と性教育』p.8.
- 67)同上,p.10.
- 68)同上,p.11.
- 69)同上,p.12.
- 70)ガントレット恒子「性教育を怖れるな」
(『婦人新報』427,1933年10月)p.29.
- 71)久布白落実「来らんとする五十年に於ける純潔運動体系」(『婦人新報』480,1938年3月)p.13.
- 72)「性及性病予防教育」(『婦人新報』483,1938年6月)
- 73)千本木道子「屋根裏独語」(『婦人新報』516,1941年3月)p.33
- 74)『婦人新報』532,1942年7月,p.10.
- 75)健民運動は、「大東亜共栄圏ヲ建設シ其ノ悠久ニシテ健全ナル発展ヲ図ルハ皇国ノ使命ナリ、之ガ目的達成ノ為ニハ我ガ民族ノ永遠ニ発展スベキ民族ニシテ、東亜共栄圏ノ確立並ニ発展ノ指導者タルノ矜持ト責務トニ対スル国民的自覚ヲ促スノ要アルト共ニ、我ガ国人口ノ急激ニシテ永続的ナル発展増殖ト其ノ資質ノ飛躍的向上トヲ図ルノ要緊切ナルモノアルヲ以テ茲ニ本運動ヲ展開シ、聖戦目的完遂ノ一助タラシメントス」という趣旨の下、「皇国民族精神を昂めよう!」「一家五児以上を産み、育てよう!」「若いうちに結婚しよう!」「母と子の健康を護ろう!」「各人の体力の錬成に努めよう!」「生活を合理化しよう!」「結核と性病は徹底的に撲滅しよう!」というスローガンが掲げられていた。矯風会は、日本産婆会、日本保健婦協会と共同主催で、健民運動の期間中に、その一環として「性病対策協議会」を開催している。そこで、先の3団体は、「我等は今日の重大なる時局を突破し、国民の保健と人口増加を計り、且つ大東亜建設の実を挙げんため、性病撲滅に女性として最大の努力を為さんことを誓ふ」という申し合わせをしている。

- 76)守屋東「このごろ」(『婦人新報』530,1942年5月)p.18.
- 77)久布白落実「二つの要点」(『婦人新報』531,1942年6月)p.10.
- 78)守屋東「このごろ」(『婦人新報』530,1942年5月)p.19.
- 79)前掲、久布白落実『娼婦ひとすじ』

※本稿における引用文の漢字は、必要な場合以外は当用漢字に改め、仮名遣いは原文に従った。

(本稿は「差別と戦争」研究会編『差別と戦争—教育学の陥穽—』(明石書店、近刊)所収予定の論文を転載したものです。)